

令和6年度旭川市障がい者福祉施設等整備方針（案）

1 補助事業の概要

国庫補助を活用し、緊急性及び必要性の高い障がい者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行う。

国庫補助区分	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
対象施設	既存施設の老朽化により、安全・安心の確保が困難となった障害福祉サービス事業所（※1）
サービス種別	生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援
募集件数	1件
整備区分	創設，改築，大規模修繕等（※2）

※1 「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画（案）」第7章－1「旭川市障がい者福祉施設等整備方針」(2)－オに該当する施設整備

※2

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること

2 旭川市が推進する事業

次の全ての項目を満たす事業者による事業を推進する。

項目	要件	理由等
既設・新設法人の別	既設法人	事業者が障害福祉サービスの運営実績を有し、良質なサービスの提供が見込めるため。
事業実績	旭川市内で障害福祉サービス事業所を既に運営している法人	老朽化施設の改修を行うことにより、利用者の安全を確保することを目的としているため。